

令和4年10月14日

志摩市議会議長 金子 研世 様

志摩市議会政治倫理審査会

委員長 山本 桂史

(公 印 省 略)

審 査 結 果 報 告 書

令和4年9月26日付けで、審査請求があった件について審査を行ったので、志摩市議会政治倫理規程第7条第1項の規定により、審査の結果を報告します。

1. 審査請求をした議員の氏名

前田 俊基、濱野 由人、下村 卓也、山下 弘

2. 審査請求の対象となった議員の氏名

上村 秀行

3. 審査請求の内容

令和4年9月15日の予算決算常任委員会における「認定第6号 令和3年度志摩市立国民健康保険病院事業会計決算認定について」を議題とした決算審査内において、疑義の解明のため西崎委員の真剣な質疑中に、上村委員による不可解で不適切なパフォーマンスがカメラに録画されました。これは、真剣に取り組む予算決算常任委員会を冒瀆する行為ととられ、さらには、市民に対する志摩市議会の信用を失墜させるとともに、志摩市議会議員の身分を辱めるに足る行為です。よって、上記行為について志摩市議会政治倫理規程第4条に基づき審査請求します。

4. 審査請求の対象となった事由の該当条項

志摩市議会議員政治倫理規程第3条第1号

「市民の代表者としてその品位と名誉を害するような一切の行為、また社会規範に反するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと」

5. 審査会の設置

令和4年9月26日付けで、前田 俊基 議員、濱野 由人 議員、下村 卓也 議員、

山下 弘 議員の連署をもって、志摩市議会政治倫理規程第4条第1項の規定に基づき審査請求があり、同月26日規程第5条第1項の規定に基づき、議長において政治倫理審査会が設置され、同月29日同条第2項の規定に基づき次のとおり7人の委員が任命された。

濱口 卓 議員・中村 孝司 議員・山本 桂史 議員・井上 幹夫 議員・山川 楠人 議員・野名 澄代 議員・森 光子 議員

6. 審査の経過

審査会は、令和4年10月7日委員全員及び議長出席のもと開催され、志摩市議会政治倫理規程第5条第3項の規定により委員長に山本桂史議員、副委員長に中村孝司議員が互選された。

続いて、審査請求者の前田 俊基 議員、濱野 由人 議員、下村 卓也 議員から政治倫理基準違反の内容について聴取し、審査対象者の上村 秀行 議員に弁明の機会を与えた。その後、審査請求内容についての協議に入り、政治倫理基準の規定に反する行為の存否について審査し、勧告等必要な措置の検討後、審査会を終えた。

7. 審査結果

本審査請求について、審査請求書記載の違反の内容等を慎重に審査した結果、上村 秀行 議員の行為は、志摩市政治倫理規程第3条第1号の政治倫理基準に違反している(存)と判断し、審査会として示す勧告等の必要な措置は、「上村 秀行 議員から誓約書の提出を求める」こと、及び「西崎 甚吾 議員に上村 秀行 議員から謝罪することを求める」こととする意見で全会一致となった。